

米子市からの令和９年度国・県政に対する要望への回答

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
1	継続	北朝鮮による拉致被害者の早期帰国の実現と調査の徹底について	政府認定の拉致被害者・松本京子さんをもつ本県として、国に対し、被害者の一刻も早い帰国の実現と特定失踪者の徹底した調査について、北朝鮮に具体的に条件をつけ、期限を切って交渉するよう本市と連携して働きかけること。 また、国の後押しとなるよう、一層の啓発活動への取組と、被害者が帰国された際の支援体制整備を図ること。	松本京子さんをはじめとする拉致被害者全員の即時一括帰国実現のため、国際社会と連携しながら、日朝首脳会談による北朝鮮との直接交渉を行うなどあらゆる手段を尽くすよう、引き続き拉致問題の早期解決について、要望活動を行っていきます。 拉致問題について県の責務並びに学校その他の教育機関及び警察の役割を明らかにし、拉致問題の早期解決に資することを目的として、「鳥取県拉致問題等の早期解決を目指す取組の推進に関する条例」を昨年１２月に制定しました。 引き続き、拉致問題を多くの県民の方に理解していただき、解決に向けた機運を高めていくため、学校や地域での拉致問題人権学習会やコンサートなどのイベントを実施していくこととしています。さらに、今年度も国民のつどいの開催を予定しており、これらの活動に今後も引き続き取り組んでいきます。 なお、帰国後の支援については、帰国支援体制共通マニュアルに基づいた速やかな対応が行える体制を整えており、今後も米子市や関係機関と連携・協力しながら取り組んでまいります。	地域社会振興部 (人権・同和対策課)
2	継続	米子空港における国内定期路線の充実について	地域経済活性化のため、新規路線の実現を含む航空路線の拡充について、積極的な施策を講じるように、引き続き、国に対し働きかけること。	国内航空路線の拡充は地域経済活性化の観点から重要であり、様々な機会を捉えて航空会社に働きかけを行っています。国に対しても、地方路線の維持・拡充についてこれまでも要望を行ってきているところです。 そのような中、地域航空会社が米子～関西国際空港間の新規就航を計画されています。 今後も貴市と連携しながら国に対する要望活動を継続していきます。	輝く鳥取創造本部 (観光戦略課)

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
3	継続	米子空港の国際化の促進について	台北便の新規就航など国際航空路線の充実に向けて、ご尽力いただいているところであるが、インバウンド需要の急速な回復に対応するため、引き続き誘致活動の強化を図ること。 併せて、国際定期路線に対する生産性向上や人材確保等に要する経費の補助など、引き続き支援の充実を図るよう、関係機関と連携して国に働きかけること。	国際航空路線の運航再開や増便など路線の充実に向けて、引き続き、航空会社や旅行会社等への働きかけや連携したプロモーション等を行い、インバウンド需要の取り込みを加速させます。 また、航空・空港人材の確保等に対する支援の充実については、引き続き、中国知事会など関係機関と連携して国に働きかけていきます。	輝く鳥取創造本部 (国際観光課)
4	継続	新幹線の整備推進について	中国横断新幹線(伯備新幹線)及び山陰新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げに向けて、フル規格新幹線の整備に向けた段階的な整備の手法も研究するなど、本市を含む鳥取県西部地域自治体とともに取組を進めること。 また、新幹線整備の際の整備事業費の地元負担金のあり方の見直し及び並行在来線を経営分離しないために必要な措置の検討並びに新幹線予算総枠の拡大について、国に対し働きかけること。	中国横断新幹線(伯備新幹線)及び山陰新幹線の整備計画路線への格上げに向けて、県では県内外関係団体と連携し、これまで繰り返し、地元負担のあり方や並行在来線の経営分離方針の見直し、また調査研究事業の継続等を含め国に働きかけてきたところです。なお、今年1月22日に開催された全国の新幹線基本計画路線関係者による総決起大会に本県も参加し、国に整備計画路線への早期格上げ等を求めたところです。 現整備新幹線の進捗状況等を見ながら、関係団体と連携し引き続き国への働きかけを行います。 なお、引き続き令和8年8月に国要望を実施予定です。	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)
5	継続	公共交通の確保・維持のための支援強化について	地域公共交通計画に基づいて実施主体者が行う、利用促進のための運賃割引に伴う減収補填など、公共交通の確保・維持につながる必要な施策に対して、支援の強化を図るよう国に働きかけること。	地域の実情・ニーズを踏まえた公共交通の維持・確保に向けた地方の取組に対する支援の充実について、引き続き令和8年8月に国要望を実施予定です。	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)
6	継続	自動運転バスのレベル4 営業運行に向けた支援等について 《重点要望項目》	公共交通の維持に向け、地方において自動運転バス(レベル4)の社会実装を推進するため、実証運行から営業運行開始後に至るまで、規制緩和を含む運用支援及び財政支援を長期的に行うよう国に対して働きかけること。	自動運転技術の実装に向けては、技術的課題も多く、実証運行及びその後の営業運行にも多額のコストがかかると見込まれることから、国庫補助制度等の見直しを含め、取組への十分な支援を行うよう、令和8年8月に国要望を実施予定です。	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
7	継続	歩いて楽しいまちづくりの推進について	歩いて楽しいまちづくりの推進に向けて、「まちなかと郊外の一体的な発展」を踏まえた都市計画法及び都市再生特別措置法等による規制誘導策や各種まちづくりの計画・施策に関して支援をすること。 また、主要地方道米子停車場線（駅前通り）の道路空間と歩行空間の将来の在り方について共同で調査・検証を行うほか、歩行者利便増進道路(ほこみち)の指定をするなど関連する施策・事業を促進すること。	貴市が取り組む都市計画等の規制誘導策や立地適正化計画等のまちづくり計画による取組について積極的に情報提供や技術支援等を行い、歩いて楽しいまちづくりに協力していきたいと考えています。 また、主要地方道米子停車場線（駅前通り）の歩行空間の拡大や関連する施策・事業の推進については、貴市と協働で駅前通りの交通機能や防災機能等に対する課題の検証を進めるとともに、貴市が実施している実証実験の分析結果等を踏まえ、米子駅周辺エリアを対象とした歩行区間の拡大や歩いて楽しいまちづくりの在り方、進め方等を貴市と共に検討して参ります。	生活環境部 （まちづくり課） 県土整備部 （道路建設課）
8	継続	米子港・城下町周辺地区都市構造再編集中支援事業に係る財政措置について	基幹事業である山陰歴史館リニューアル整備事業及び湊山公園リニューアル整備事業において、「米子港・城下町周辺地区都市再生整備計画(第2期)」に基づく施設の整備を着実に実施するため、補助金の必要額を配分するよう国に働きかけること。	都市構造再編集中支援事業について、必要な予算の確保を国に働きかけていきます。	生活環境部 （まちづくり課）
9	継続	鳥取大学医学部附属病院の再整備における財政支援について	本市のまちづくりの核となっている鳥取大学医学部附属病院は県内だけでなく、圏域有数の災害拠点病院として重要な役割を果たすことから、同病院の地域医療・防災機能の強化に向けた再整備に必要な財政支援を講じるよう国に働きかけること。 また、国史跡の米子城跡や、子育て・教育施設の米子市児童文化センターを有する都市公園（湊山公園）を含む周辺エリアと、医療・教育の拠点である鳥取大学医学部附属病院の一体的なまちづくりを目指すホスピタルパーク構想の実現に向けた取組に対する財政支援についても国に働きかけること。	鳥取大学医学部附属病院は、地域災害拠点病院として、医療圏域における役割を担っており、鳥大病院の再整備による災害医療体制の強化は、本県の地域医療の充実につながるものと考えます。 本県では、国に対し4月27日に県内病院の再整備等に向けた財政的支援措置を要望しており、引き続き令和8年8月にも要望を行う予定です。 また、都市公園周辺エリアと医療・教育拠点の一体的なまちづくりを目指すホスピタルパーク構想については、実現に向けた必要な予算の確保を国に働きかけていきます。	福祉保健部 （医療政策課） 生活環境部 （まちづくり課）

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
10	継続	防災局の誘致について	南海トラフ地震等による太平洋側の甚大な被害想定や、東京一極集中のリスクを受け、国家機能の地方分散による危機管理体制の強化が急務となっている。米子市を含む鳥取県西部地域は、震災リスクが相対的に低く、特定利用港湾の境港、国際空港、自衛隊拠点や医療インフラが整う日本海側の要衝である。 ついては、令和9年度以降に設置予定である防災庁の地方機関「防災局」について、本市をはじめとした鳥取県西部地域へ誘致するよう、国に働きかけること。	国において設置準備が進められている防災庁については、地方機関として「防災局」を設置することとされています。 本県が所属する関西広域連合では、関西地域への防災庁の地方機関の誘致について要望しているところであり、国においてどのような方針を打ち出されるか引き続き注視したいと考えています。	危機管理部 (危機管理政策課)

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
11	継続	県立専門高校の魅力向上と地域産業の人材確保支援について 《重点要望項目》	地域産業を支える次世代人材の育成・確保に向け、県立の専門高校の教育機能強化と建設・土木分野等への持続的な就業支援を推進するとともに、学生寮の整備をはじめとする県内外からの広域的な生徒受入れ環境を構築すること。	いわゆる高校無償化とあわせて公立高校や専門高校等への支援の拡充を図るため、文部科学省から「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040 年に向けた「N-E.X.T（ネクスト）ハイスクール構想」～」が公表されました（令和 8 年 2 月 13 日）。この趣旨に基づき、「専門性高度化」を一つの柱として、改革先導拠点校 4 校を設定し、地域産業を支える次世代人材の育成を行うための高校改革を推進していきます。 改革推進にあたっては、「高校教育改革推進コンソーシアム」を設置し、産業界や高等教育機関、地域と十分連携し、地域全体で人材育成を進めていく機運を醸成していきます。また、すべての県立高校がコンソーシアムに参加し、それぞれの地域に応じた改革を推進していきます。 県外生徒等のための住環境整備については、これまでも地元自治体と協働し、整備・運用を進めてきています。令和 9 年度入試からは全日制課程の全ての県立高校で県外生徒募集を行います。地元自治体と一層連携を深め、生徒たちが多様な価値観に触れ、切磋琢磨する環境を作っていきます。 建設・土木分野において、産官学が連携した鳥取県建設分野担い手確保・育成連携協議会は、米子工業高校をはじめとする県内の専門高校に対し、実践的な演習や資格取得支援など、建設産業界を挙げて取組を進めてきたところです。 また、企業見学及び企業経営者、若手社員などによる講座の開催やとっとり産業未来フェス等での出展企業との交流によって、県内で働く魅力を伝え、就業支援を推進するとともに、製造業分野においては、AI 等の先端技術を活用して生産現場の高度化等を支える次世代ものづくり人材を育成するためにスーパー工業士認定制度を創設し、認定者に対して資格取得等を支援しています。 引き続き、地元自治体や地元産業界と連携し、それぞれの地域に応じた特色ある教育活動の推進に努めるとともに、実践的な技術支援の提供を通じて、専門高校の魅力を高める施策を行っていきます。	教育委員会事務局 （高等学校課） 商工労働部 （産業人材課、雇用・働き方政策課、産業未来創造課） 県土整備部 （技術企画課）

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
12	継続	美保基地周辺の環境整備に係る財政措置について	1 「まちづくり構想策定支援事業」の着実な推進に向け、令和9年度の基本計画策定に必要な予算を十分に確保し、事業執行に支障のないよう確実に配分するよう国に働きかけること。 2 民生安定施設助成事業により実施している道路整備の推進に関し、継続事業である「市道富益崎津3号線改良事業」の早期完了に向けた財政支援を強化するとともに、新規着手予定の「市道上和田東線」については、令和10年度の円滑な事業開始が可能となるよう、特段の配慮を講じるよう国に働きかけること。 3 美保基地におけるKC-46Aの配備機数増加に伴い、基地周辺住民の負担が増大している現状に鑑み、住民生活の安定及び福祉の向上に寄与する「特定防衛施設周辺整備調整交付金」の大幅な増額改定を行うよう国に働きかけること。	美保基地周辺の環境整備については、地元市が国（防衛省）と直接協議される事項であり、既に貴市において主体的に対応いただいているところですが、県としても以前から国に対して基地周辺の環境整備、地域振興に特段の配慮を講じるよう要望してきており、今後も機会を捉えて国に要望していきたいと考えています。	地域社会振興部 （市町村課）
13	継続	自治会管理の集会所の環境整備について	自治会が管理・運営する集会所は、高齢者等の災害弱者にとって避難場所となる施設であることを踏まえ、空調設備の更新やトイレの改修及びデジタル化など、地域の実情に対応した集会所の環境整備への財政的支援を講じること。	自治会・町内会活動に係る市町村の支援に要する経費（住民活動支援事業：自治会・町内会所有施設等への補助等）については、普通交付税が措置されているところです（令和4年度には、自治会・町内会加入促進に係る経費等が拡充）。また、市町村が行う自治会等住民自治組織への支援経費については、県においても市町村創生交付金の対象としていますので、効果的に活用していただきたいと考えています。	地域社会振興部 （市町村課）
14	継続	原子力発電所における安全対策と防災対策について	原子力発電所の稼働について、地域の安全を第一義とし、立地と同等に周辺地域の意見を聞き、使用済燃料の処分などの諸課題に対して責任を持った対応を行うよう国に働きかけること。 原子力防災対策については、令和7年12月の「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の運用改正により、UPZ（緊急防護措置を準備する区域）を有する基礎的自治体が新たに指定対象に含まれたことを踏まえ、周辺自治体における避難路や避難場所の整備等のインフラ整備が迅速に進むよう、地域指定および振興計画の決定を速やかに行うとともに、国の補助率かさ上げ等の財政支援を確実に講じること。 また、同特措法の対象外となる人件費、資機材購入費、住民啓発等、的確な防災対策の実施に不可欠な経費全般についても、包括的な財源を国において措置するよう引き続き働きかけること。	島根原子力発電所の運転について、安全を第一義として厳しく指導監督を行い、地域の安全の確保及び県民の理解等について国が責任をもって対処すること、周辺自治体の意見の反映や原子力防災対策を行わなければならない実状に見合うよう相応の財源措置を行うこと等、今後も貴市や境港市と話し合いながら、国に対して引き続き必要な要望を行っていきます。 また、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の特例措置について、令和9年度からの適用がなされるよう、本年度内の「地域指定」、「振興計画の決定」に向けて作業を進めています。国の財政支援の充実については、7月7日に島根県と共同で経済産業大臣への要望活動を行ったほか、引き続き、全国知事会での要望等様々な機会を捉えて、国へ働きかけて参ります。	危機管理部 （原子力安全対策課） 令和の改新戦略本部 （政策企画課）

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
15	継続	中海浄化事業の推進について	中海における透明度の向上・栄養塩の溶出抑制が期待される浅場造成等をさらに推進するとともに、窪地の埋め戻しによる水質浄化の効果検証を行うなど、新たな手法を検討し、特に、米子湾の水質改善及び環境修復を図るよう働きかけること。	中海の水質改善については、鳥取・島根両県知事による協定書の内容が担保されるよう、引き続き、国へ水質浄化対策の推進を働きかけるとともに、貴市をはじめ関係機関と連携して取組を進めます。なお、本年度も引き続き令和8年8月に国要望を実施予定です。	生活環境部 (水環境保全課) 県土整備部 (河川課)
16	継続	地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実について	地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実及び福祉人材の確保を図るために、安定的な事業運営及びサービス利用が可能となるよう計画相談、居宅介護などの報酬単価の見直し及び必要な財源を確保するよう国に働きかけること。	地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実について、以下のことを国に対して引き続き令和8年8月に要望を行う予定です。 ・障がい福祉サービスの報酬について、現場の実態を把握し安定的なサービス提供が可能となるよう計画相談などに対する財源確保など、必要な措置を講じること。また、障がい福祉人材の安定的確保に向けた処遇改善を強力に進めること。 ・地域における障がい者の生活支援の充実を図るためのグループホームなどの施設整備に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を構ずるとともに、十分な支援が行える報酬を設定すること。 ・障害福祉サービスの義務的経費である自立支援給付費については、訪問系サービスに係る国庫負担基準額を廃止し、市町村が必要と認め実際に支弁した総費用額の1/2を国が負担すること。 ・市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を講ずること。	福祉保健部 (障がい福祉課)
17	継続	生活保護受給者世帯への夏季加算の創設について	夏季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、夏季加算を創設することについて積極的な措置を講じるよう国に働きかけること。	夏季加算の創設については、平成24年度から毎年国へ要望しており、引き続き令和8年8月にも要望を行う予定です。	福祉保健部 (孤独・孤立対策課)

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
18	新規	身寄りのない者の支援に係る法整備及び財政措置について	身寄りのない者への死後事務等の支援について、自治体の対応実態を踏まえた法整備及び必要な財政措置を講じるよう国に働きかけること。 また、埋火葬執行に伴い自治体が直面する遺留金品・残置物処理の円滑化に向け、葬祭扶助における対象経費の拡充や、相続財産清算人の選任申立・弁済供託の手続き簡略化など、実務の実態に即した抜本的な制度改正を行うよう国に働きかけること。	市町村において、身寄りのない方の死後事務等の支援、特に遺留金品・残置物処理に苦慮するケースがあると聞いており、県では、身寄りのない方を地域で支えるワーキンググループにより支援策を検討しているところであり、今回のご要望や他の市町村のご意見、ワーキンググループの検討結果を踏まえて、国への要望を検討していきます。 また、令和8年の通常国会により社会福祉法が改正され、頼れる身寄りがいない高齢者等の日常生活、入院・入所、死後事務の支援を第二種社会福祉事業に位置付けられるが、施行時期、詳細な制度内容や財政措置は示されていないことから国の動きを注視していきます。	福祉保健部 (孤独・孤立対策課)
19	継続	基幹業務システム標準化後の運用経費に対する国の財政支援について	基幹業務システム標準化後の運用経費の増加により自治体の財政を圧迫しないよう、国に対して財政支援を働きかけること。	標準化に伴い増大する運用経費については、確実な財政支援を講じるよう国に要望してきたところ、国は、令和7年度補正予算において地方公共団体運用最適化支援事業費補助金を創設するなど、運用経費の財政支援を開始しました。しかしながら、補助金の補助率は2分の1であり、増加する運用経費に対して十分な支援とは言えません。また、令和9年度以降の補助事業継続の方針は示されていないため、いつまで支援が続くかも不透明な状況です。 自治体が標準化により運用経費の増加を余儀なくされることのないよう確実な財政支援を講じることについて、令和8年8月に国へ引き続き要望を行う予定です。	令和の改新戦略本部 (デジタル基盤整備課)
20	継続	学校施設の整備に係る必要な財源の確保について	第二次ベビーブームに伴う児童生徒数の増加に対応するために整備された施設の老朽化が進んでおり、長寿命化や機能向上に速度を上げて取り組んでいく必要がある。 また、そのうち学校体育館については、近年の猛暑による学習への影響や、災害時に避難所としての使用が想定されるため、空調設備の整備に早急に取り組んでいく必要がある。 これらのことから、学校施設の整備に係る財政措置の拡充を講じるよう国に働きかけること。 特に、長寿命化改良、大規模改修及び屋内運動場の空調整備事業等に係る学校施設環境改善交付金について、交付金の補助基準単価は、年々引き上げられているものの、依然として実施単価とは乖離していることから、実状に即した補助単価への引上げを図るよう国に働きかけること。	学校施設の新築、増改築、長寿命化、内部改修及び屋内運動場の空調整備等について、補助対象の拡充、補助要件の緩和、補助率の嵩上げ及び補助単価の引き上げ等を令和8年8月に国へ要望する予定であり、引き続き国への働きかけを行っていきます。また、全国知事会、全国公立学校施設整備期成会、全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会などの各種団体とも連携して、国への働きかけを行っていきます。	教育委員会 (教育環境課)

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
21	継続	学校における医療的ケア看護職員配置に係る補助対象経費の拡充等について	医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うため、学校において十分な支援ができるよう、国の責任において、医療的ケア看護職員配置の体制整備に必要な財政措置の拡充を講じるよう、国へ働きかけること。 また、国が行っている医療的ケア看護職員の配置に係る補助については、医療的ケア関係業務を行っていれば人件費は補助対象となるが、医療的ケア児が体調不良等により学校に登校できない場合における医療的ケア関係業務は非常に限られることから、補助対象とならない場合が多く発生するなど、継続した安定的な人材の確保に支障を来していることから、補助対象経費の拡充を図るよう、国へ働きかけること。	学校における医療的ケア看護職員配置については、令和7年8月8日に、切れ目ない支援体制を維持する観点から義務標準法や高校標準法において算定すること、また、補助率の引上げや補助対象経費の拡充等、自治体の財政負担軽減へ向けた予算を確保することについて国に対して要望を行ったところであり、今後も継続して、国に対して働きかけを行っていく必要があることから、令和8年8月に国要望を実施予定です。	教育委員会 (特別支援教育課)
22	継続	義務教育学校整備事業に係る交付対象期間の拡大等について	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第6条における、「法第5条第2項の政令で定める新築又は増築は、当該学校の統合の予定日の属する年度及び当該年度前3年度内に行なわれるものとする。」について、工事費の算定期間を「統合の予定日の属する年度及び当該年度前4年度内」に拡大すること、又は公立学校施設整備費負担金について、「内示前の工事着手を可能」とすることなど、交付対象期間の拡大又は負担金制度の緩和等の措置を講じるよう国へ働きかけること。	公立学校施設整備費負担金の交付対象期間の拡大等について、令和8年8月に国要望を実施予定であり、引き続き国への働きかけを行っていきます。また、全国知事会、全国公立学校施設整備期成会、全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会などの各種団体とも連携して、国への働きかけを行っていきます。	教育委員会 (教育環境課)
23	継続	部活動の地域展開における財政支援等について	部活動の地域展開の適切な推進と運用に向け、市町村の体制整備や、部活動指導員の人材確保、受け皿となる新規クラブの立ち上げ等の体制づくり及び経済的に困窮する世帯への支援等について必要な財政措置の拡充を国へ働きかけること。 あわせて、地域のクラブチームの、中体連主催の大会や競技会への参加が一層促進されるよう、引き続き中体連に働きかけ、地域スポーツの活性化と選手の競技機会の拡大を図ること。	中学校における休日の部活動の段階的な地域展開に向けた市町村の体制整備や部活動指導員の配置、指導者謝金を含めた地域クラブへの支援や保護者の負担軽減については、令和8年度から新たな国庫補助事業が創設されたところですが、地域の実情に応じた地域展開が推進できるよう、国における確実な財政措置を今後も継続して要望していきます。 中体連主催の大会や競技会は主催者である中体連や競技団体等が大会参加に係る要件を定め、出場の可否を判断しています。今後、市町村が認定する地域クラブが増加していくことが見込まれていることから、参加を希望する地域クラブが出場できる枠組みとなるよう、中体連に働きかけていきます。	教育委員会 (小中学校課、体育保健課)

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
24	新規	学校の ICT 環境の維持・改善等に係る財政措置について	児童生徒 1 人 1 台端末及びネットワーク環境の整備後における学校の ICT 環境の維持・改善に必要な経費については、すべての地方自治体において的確な対応を可能とするため、必要な財政措置を継続して講じるよう国に働きかけること。	「GIGA スクール構想」の推進に継続的に必要となる経費の地方負担への支援について、令和 8 年 8 月に国要望を実施予定であり、引き続き国への働きかけを行っていきます。	教育委員会 (教育センター)
25	新規	校内教育支援センターの継続的な運営に向けた財政支援の拡充について	誰一人取り残されない学びの保障の実現に向けた不登校児童生徒支援の一環として設置する校内教育支援センターを、安定的かつ継続的に運営していくため、市町村に対し財政支援を行うとともに、国が実施する「校内教育支援センター支援員配置事業」について、補助に係る年数制限を撤廃する等、さらなる財政支援拡充について特段の措置を講じるよう国へ働きかけること。	不登校児童生徒の居場所づくり及び学びの機会の保障については今後も継続して国に働きかけていきます。 特に、校内教育支援センター支援員については、不登校児童生徒への支援の充実を図るため、補助年限に上限を設けず、かつ支援員を必要とする学校全てに配置が可能となる十分な財政措置を講じるよう、令和 8 年 8 月に国要望を実施予定であり、引き続き国への働きかけを行っていきます。	教育委員会 (生徒支援・教育相談センター)
26	新規	視覚障がい特別支援学校(盲学校)の地域支援拠点(分教室等)について	鳥取県中部及び西部には視覚障がい特別支援学校(盲学校)が設置されていない。誰もが障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域の学校で共に学べる環境を整えるため、専門教員の集約と各校への巡回支援を担う「地域支援拠点(分教室等)」を中部及び西部の学校へ設置すること。	本県の特別支援教育については、令和 4 年 2 月 1 8 日付鳥取県教育審議会答申において、将来的には各圏域で全ての障がいの児童等が、できるだけ同じ圏域で教育を受けることができるよう、分校及び分教室の設置を含めて検討を開始することが求められています。 一方で、視覚障がい特別支援学校(盲学校)については、少子化の進行や医学の進歩、補助器具の開発等により、近年、進学する児童生徒が急速に減少している状況にあるとともに、児童生徒が他の児童生徒との対話や交流、協働を通じて理解を深める学び合いの保障や教職員の専門性の保持が新たな課題となっています。 こうした現状や今後の児童生徒数の推計も踏まえて改めてあり方の検討を行うこととしており、視覚障がい教育を必要とする児童生徒のために、より相応しい教育環境が提供できるよう検討をしていきます。	教育委員会 (特別支援教育課)

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
27	継続	インクルーシブ教育の推進について	特別支援学校に通学する児童生徒にとって、地域とつながる機会が少ない現状から、障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学ぶ機会を増やせるよう、市町村と連携しながら、特別支援学校と地域の小・中学校とのより一層の交流促進を図ること。	障がいの有無に関らず、多様性を認め合い、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し合い、よさや可能性を発揮することができる「共生社会」の実現を果たすために、特別支援学校と地域の小・中学校との「交流及び共同学習」は重要と考えています。 このため、特別支援学校と地域の小・中学校等とのより一層の交流促進を図るべく、「交流及び共同学習」に取り組むモデル圏域の拡大のほか、取組回数や内容の充実を図っていきます。	教育委員会事務局 (特別支援教育課)
28	新規	保育等の公定価格等に係る告示時期の早期化について	施設型給付費及び地域型保育給付費等の公定価格告示時期の早期化(年度内告示)の徹底を、国に働きかけること。	施設型給付費及び地域型保育給付費等の公定価格告示時期の早期化について、国に要望を伝えます。	子ども家庭部 (子育て王国課)
29	継続	県営東山水泳場と皆生市民プールの統廃合による新水泳場の整備について 《重点要望項目》	築40年以上が経過し老朽化の進む県営東山水泳場について、適切な競技環境確保に向け、皆生市民プールとの統廃合による新水泳場整備に関する議論を着実に進めること。	現在、日本スポーツ協会が設置する「国スポタスクフォース」において、国民スポーツ大会の見直しが進められているところであるため、その結果も踏まえながら、貴市と議論を進めていきます。	総務部 (行財政改革推進課) 地域社会振興部 (スポーツ課)

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
30	継続	東山公園地区都市構造再編集集中支援事業に係る財政措置について	基幹事業である東山公園再整備事業の新体育館整備において、令和7年度から実施している新体育館の建設が令和9年度に完了することを踏まえ、計画に基づく施設の改修及び整備を着実に実施するため、補助金の必要額を確保するよう国に働きかけること。	米子市と県が共同で整備する米子アリーナについては、契約主体である貴市において主体的に事業を進めていただいているところですが、県としても国庫補助金（都市構造再編支援事業）の必要額を確保できるよう、国への働きかけについては貴市と連携して対応していきます。	地域社会振興部 (スポーツ課)
31	継続	上下水道施設の改築更新等に必要な財政支援及び交付金制度の拡充について	上下水道施設の老朽化が進行するなか、改築更新や耐震化対策などの予防保全型の施設管理を計画的に実施するため、必要額の確実な配分と交付金制度の拡充を図るよう、国へ働きかけること。	国土強靱化実施中期計画においても上下水道施設の老朽化、耐震化及び浸水対策は、推進が特に必要となる施策とされており、必要な予算を確保し継続的な財政支援を講じるよう、本年度も引き続き令和8年8月に国要望を実施予定です。	生活環境部 (水環境保全課)
32	継続	下水道施設の再構築事業にかかる財政支援について	持続可能な下水道事業の運営に向けて、効率的かつ効果的な施設管理を行うにあたり必要となる施設の再構築について、安定的かつ継続した財政支援を行うよう、国へ働きかけること。	下水道事業は極めて公共性が高い役割を担っていることを踏まえ、汚水処理施設の整備に必要な予算を確保し継続的な財政支援を講じるよう、本年度も引き続き令和8年8月に国要望を実施予定です。	生活環境部 (水環境保全課)
33	継続	汚水処理施設の概成後における未普及対策への必要額の配分について	アクションプラン（※）に基づく未普及対策事業について、事業主体の帰責事由以外により未整備区域が生じた場合、令和9年度以降も社会資本整備総合交付金の対象として、必要額を配分するよう、国へ働きかけること。	汚水処理施設の着実な整備が図られるよう、社会資本整備総合交付金の配分について、本年度も引き続き令和8年8月に国要望を実施予定です。	生活環境部 (水環境保全課)
34	継続	合併処理浄化槽による生活排水対策に係る国費支援の拡充について	合併処理浄化槽の適正な維持管理の向上により、環境衛生の向上や公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽の維持管理費にかかる現行の支援制度について、拡充を図るよう国へ働きかけること。	合併処理浄化槽の維持管理費用に対する支援制度の拡充については、本年度も引き続き令和8年8月に国要望を実施予定です。	生活環境部 (水環境保全課)

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
35	継続	合併処理浄化槽の新設設置に対する支援について	公共下水道等の未整備区域における合併処理浄化槽の新設設置について、汚水処理の未普及解消の観点から、令和9年度以降も支援を継続すること。	合併処理浄化槽の新設設置に対する支援について、県は汚水処理施設の概成目標期限である令和8年度に1年間猶予を設け、令和9年度までの制度を設けたところです。 なお、県内には単独処理浄化槽が浄化槽設置数全体の約半数残っているため、汚水処理の推進の観点から、合併転換への支援を優先して行う必要があり、令和10年度以降の新規設置への支援は現時点では考えていません。	生活環境部 (水環境保全課)
36	継続	雨水管理総合計画の推進に係る財政支援について	雨水管理総合計画を計画的かつ着実に進めるため、事業進捗に必要な交付金の必要額を確保するよう、国へ働きかけること。	大雨等による浸水被害を低減するうえで下水道事業は極めて重要な役割を担っていることを踏まえ、雨水対策事業について必要な予算を確保し継続的な財政支援を講じるよう、本年度も引き続き令和8年8月に国要望を実施予定です。	生活環境部 (水環境保全課)
37	継続	排水樋門操作の自動化・遠隔化・無動力化について	排水樋門の遠隔操作化など、操作の省力化について速やかに実現するよう国に働きかけること。	中海の排水樋門操作の電動化の促進を国に要望していきます。	県土整備部 (河川課)

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
38	継続	借地上の特定空家等の解消のための法改正について	借地上の特定空家等及び管理不全空家等の解消のため、土地所有者の管理責任を明確化するよう国に働きかけること。 また、借地上の特定空家等を略式代執行により除却する場合において、代執行に要する費用の一部を土地所有者に負担させることができるよう法改正するよう国に働きかけること。	借地上にある所有者不明の特定空家等を市町村が略式代執行により除却する場合、除却によって当該土地の利活用が容易になることが、当該土地の所有者に対して一定の利益になり得ると考えられ、市町村が略式代執行を躊躇う要因となっています。 国において、「民法等の一部を改正する法律」が令和3年4月に制定され、不動産登記の義務付け、共有不動産の利用制限の緩和、財産管理制度の見直しなどが行われましたが（施行は令和5年4月、令和6年4月）、相続放棄された空き家や略式代執行等の課題の解消には至っていないため、空き家対策の一層の推進に向け、令和8年8月に国に対して略式代執行等に係る関連制度の見直しを要望予定です。 引き続き県として国に本県の実情をお伝えしつつ、課題解消を働きかけていきます。	輝く鳥取創造本部 （中山間・地域振興課）
39	継続	中海架橋建設連絡協議会の早期開催について	中海架橋の実現に向けて、島根県との協議、連携をさらに進め、「中海架橋建設連絡協議会」を速やかに再開すること。	中海架橋については、「米子・境港間の高規格道路」の事業化に向けた検討を踏まえながら、島根県と事務ベースで協議を行っていきます。	県土整備部 （道路企画課）
40	継続	公共インフラ施設の長寿命化に係る財源措置について	公共インフラ施設の老朽化に対応し、計画的な長寿命化対策を着実に進めるため、安定的で継続的な財源の措置を講じるよう国に働きかけること。	道路事業については、道路構造物の老朽化対策として令和2年度に道路メンテナンス事業補助制度が創設され、地方公共団体の個別施設計画に基づいて、計画的かつ集中的に支援が行われているところで、引き続き必要な財源の確保について国に要望していきます。 公営住宅及び都市公園施設については、社会資本整備総合交付金の配分額が要望額に対して少なく、計画的な長寿命化対策の実施に支障が生じていることから、必要な財源の確保について本年度も引き続き国に働きかけていきます。	生活環境部 （住宅政策課、まちづくり課） 県土整備部 （道路企画課）

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
41	継続	市道安倍三柳線整備に係る財源措置について	道路整備を計画的かつ着実に進めるための予算を確保し、事業進捗に必要な額を配分するよう国に働きかけること。	着実に道路整備の進捗が図られるよう、引き続き国に働きかけます。	県土整備部 (道路企画課)
42	継続	国・県による公共土木事業の整備促進について	県事業の公共土木事業について、整備促進を図ること。また、米子境港間高規格道路及び中国横断自動車道岡山米子線4車線化の早期実現、皆生海岸侵食対策事業等をはじめとした国直轄事業の整備促進について、国へ働きかけること。	以下のとおり。	
(1)	継続	東福原樋口線	両三柳～二本木 L=8,000m W=6.0(12.0)m 【道路改良】 主要幹線道路の整備を促進すること。(米子市都市計画マスタープラン)	米子西福原郵便局から県道皆生西原線の間(約0.5km)については、通学路安全対策事業として、引き続き事業実施します。 県道両三柳西福原線から県道両三柳後藤停車場線の間(約2.4km)については、街路事業(両三柳中央線)として整備を行い、令和8年2月に供用開始しました。引き続き残工事を実施します。 県道両三柳後藤停車場線から米子西福原郵便局の間(約1.2km)については、米子・境港間の高規格道路計画で実施される計画段階評価の検討状況を確認しながら、今後、整備の方向性を検討します。 県道皆生西原線から二本木の間については、米子・境港間の高規格道路計画を踏まえた検討が必要と考えます。	県土整備部 (道路企画課、道路建設課)
(2)	継続	境車尾線 (観音寺～車尾)	観音寺～車尾 L=600m W=2.5m 【歩道新設】 交通量の多い路線であり、狭隘なJR鉄道下の拡幅と交通安全のため、歩道を整備促進すること。	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (道路建設課)

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
(3)	継続	赤松淀江線	淀江町西尾原～富繁 L=1160m W=10.0m 【バイパス整備】 急カーブ、急勾配の道路であるため、道路整備を促進すること。	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (道路建設課)
(4)	継続	加茂川	奈喜良～新山 L=1,800m 【河川改修】 浸水被害解消のため、早期の整備促進を図ること。	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (河川課)
(5)	継続	水貫川	皆生 排水機場の整備拡充 【浸水対策】 浸水被害解消のため、早期の整備促進を図ること。	引き続き事業実施し、今年度末に排水機場が完成する予定です。	県土整備部 (河川課)
(6)	継続	小松谷川	青木～南部町市山 【河川改修】 浸水被害解消のため、早期の整備促進を図ること。	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (河川課)
(7)	継続	佐陀川	淀江町佐陀～河岡 【堤防機能の強化】 堤防機能強化のため、護岸の早期整備を図ること。	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (河川課)
(8)	継続	加茂新川	両三柳 【河川改修】 河口閉塞防止のため河口整備を図ること。	加茂新川の河口整備は、日野川河口から西向きの沿岸漂砂を遮断することとなり、侵食対策事業を実施中の海岸等への砂の供給を減少させることとなるため、当面は、沿岸の汀線の経年変化等を把握しながら、河口閉塞状況に応じて、浚渫による対応を継続していきます。	県土整備部 (河川課)

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
43	継続	米子・境港間を結ぶ高規格道路の早期事業化について 《重点要望項目》	日本海側の国際交流拠点として進化を遂げつつある米子・境港地域が、災害に強く、安全・安心な活力ある社会へ更なる発展をし、地方創生を推進していくためには、その基軸となる中国横断自動車道岡山米子線を終点の境港市までつなげることが必要不可欠であることから、早期事業化に向けて、計画段階評価の手続きを着実に進めるよう国に働きかけること。	昨年6月に第1回目の計画段階評価となる「社会資本整備審議会道路分科会中国地方小委員会」が開催されました。第2回目（開催日時未定）でルート帯が示され、同委員会で承認されれば、手続きは完了する見込みです。 引き続き、中海・宍道湖8の字ルート整備促進総決起大会等で、早期事業化を国に働きかけていくとともに計画段階評価の円滑な推進が図られるよう、国や関係自治体と連携した取組を展開していきます。	県土整備部 (道路企画課)
44	継続	中国横断自動車道岡山米子線4車線化の早期実現について	時間信頼性の確保、事故防止の観点、リダンダンシー確保の観点、また大規模災害時の早期復旧の観点から、蒜山IC～米子IC間の全線4車線化を早期に実現するよう国に働きかけること。	引き続き「中国横断自動車道岡山米子線（蒜山IC～境港間）整備促進期成同盟会」や岡山県の「中国横断自動車道4車線化促進岡山県期成会」等の関係機関と連携し、スタンプラリー実施等による利用促進を図りつつ、全線4車線化の早期供用を国及びNEXCO西日本に要望していきます。	県土整備部 (道路企画課)
45	継続	山陰道の整備促進について	米子～鳥取間1時間構想、また、災害時の代替機能、観光交通、経済競争力強化として高速道路が有する多様な効果の実現に向け、財源確保、及び山陰自動車道の未整備区間（北条道路）の整備を促進するよう国に働きかけること。	はわいIC～北条IC（仮称）は、令和8年度の予算配分により年度内開通見込みとなりました。 北条IC（仮称）～大栄東伯ICの全線開通については、大幅に遅延することがないよう引き続き整備促進を国に働きかけていきます。	県土整備部 (道路企画課)

番号	区分	項 目	要 望 内 容	回 答	担当部局
46	継続	山陰道米子道路の整備促進について	対面通行による交通事故の危険性回避、通勤時間帯等の渋滞の解消、また、防災機能強化を図るため、日野川東 IC～米子南 IC 間の付加車線の早期整備に努め、残る米子南 IC～米子西 IC 区間についても同様の整備に向けた検討を進めるよう国に働きかけること。	日野川東 IC～米子南 IC（約 2.4km）の付加車線については、令和元年度に日野川東 IC～米子大橋（約 0.8km）が暫定供用したところですが、残りの区間の早期整備を国に働きかけていきます。 また、米子南 IC～米子西 IC の付加車線整備に向けた検討について、国に要望を伝えます。	県土整備部 （道路企画課）
47	継続	国道 9 号電線類地中化の事業促進について	平成 21 年度で完了となった米子市東福原一丁目～東福原二丁目の電線類地中化事業は、防災と景観及び安全快適な歩行空間確保の観点から路上スペースの確保に寄与しており、米子市車尾五丁目～東福原一丁目についても、電線類地中化の事業を促進すること。	事業促進について、国に要望を伝えます。	県土整備部 （道路企画課）
48	継続	直轄皆生海岸侵食対策事業の推進について	皆生海岸について、人工リーフの改良やサンドリサイクル事業等により海岸保全事業を推進し、特に富益工区については侵食対策の更なる事業を推進するよう国に働きかけること。 また、今後侵食が予測されている県管理区間（和田・大篠津工区）についても直轄海岸工事区域に指定し、侵食対策を行うよう国に働きかけること。	国では、皆生海岸においてサンドリサイクル等の事業を実施するとともに、富益工区においては人工リーフ改良を行っています。海岸保全事業の推進及び県管理区間（和田・大篠津工区）の直轄工事区域への指定について昨年 8 月と 11 月に国に要望を行っており、引き続き国に働きかけていきます。	県土整備部 （河川課）
49	継続	中海治水事業の促進について	中海湖岸堤の未整備箇所について、計画的かつ着実な整備促進に努めるよう国に働きかけること。	国では早期事業完了を目指し、昨年度末までに鳥取県側の短中期整備箇所が完了し、引続き中期整備箇所の米子市灘町地区の、中海湖岸堤の整備促進を図っているところです。整備促進について昨年 8 月と 11 月に国に要望を行っており、引き続き国に働きかけていきます。	県土整備部 （河川課）